

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第12号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部を改正する条例
上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例（令和5年上尾市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会条例

第1条、第2条並びに第3条第2号及び第3号中「地域移行」を「地域展開」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第1条の2第27号の5を次のように改める。
(27)の5 上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会委員
別表27の5の項中「上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会」を「上尾市立中学校部活動地域展開推進協議会」に改める。